

第30回

読谷村農業委員会会議録

第30回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日		令和5年 2月 27日（月）			
開催時刻		14時00分 開会 15時00分 閉会			
開催場所		読谷村役場 3階大会議室			
農業委員の出欠状況		出席者6名 欠席者4名			
議席 番号	氏名	摘 要	議席 番号	氏名	摘 要
1番	伊波 正景	出	6番	知花 勝也	出
2番	屋宜 清	出	7番	知花 竜	欠
3番	上地 和豊	欠	8番	知花 毅	出
4番	與久田 一徳	出	9番	真栄田 武	欠
5番	比嘉 健二	欠	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況			出席者6名 欠席者2名		
氏名		摘 要	氏名		摘 要
知花 勝		出	仲村渠 英正		出
津波 宏		出	比嘉 豊彦		欠
上地 邦彦		出	棚原 靖		欠
比嘉 光雄		出	江田 守恭		出
議事録署名委員		6番 知花 勝也 8番 知花 毅			
事務局職員		局長 新垣 功 係長 寺西 正吾			

議事日程

日程1	会長諸般の報告
日程2	会議録署名委員の指名について
日程3	会期の決定について
日程4	報告第2号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程6	議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程7	議案第6号 農地利用集積計画（案）に係る意見決定について

議長

これより第30回読谷村農業委員会総会を始めます。

- 日程1 会長諸般の報告について —
- 日程2 会議録署名委員の指名について —
- 日程3 会期の決定について —

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、会期は本日1日限りに決定しました。それでは、議案を進行したいと思います。

日程4の報告第2号 農地転用許可指令の接受について、事務局より報告をお願いします。

事務局

議案書2ページをお開きください。

報告第2号 農地転用許可指令の接受について。

議長

ただいま事務局のほうから報告がありましたけれども、これは報告ですので、質問がなければ進行したいのですがよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

はい、それでは進行します。次に日程5の議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書3ページをお開きください。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について。

議長

ただいま議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。この議案の審議につきましては、事務局のほうから写真を掲載しておりますので、本日の現地調査は省略して質疑、採決を行ってまいります。

では、これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。

仲村渠推進委員	この土地は農用地内でありまして、また申請者もほかの場所でも結構大規模に耕作をしています。許可相当でいいかと思います。
議長	現地を確認した仲村渠推進委員のほうからは何の問題もなく許可相当の御意見であります。この件についてほかの委員からの御質問等ありましたらお願いしたいと思います。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認めて進行したいと思います。 では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号1番は、許可相当で決定することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で決定しました。 次に日程6の議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書8ページをお開きください。 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。
議長	ただいま議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。この議案につきましても写真を掲載しておりますので、本日の現地調査を省略して質疑、採決を行ってまいります。 では、これより受付番号順に審議に入りたいと思います。受付番号1番について、現地を確認した委員から御意見ををお願いします。
知花 勝 推進委員	航空写真の2ページを御覧ください。同施設は住宅用地としてから読谷西部、非農用地区域内にあります。一般住宅を建築する計画であることから問題はございません。以上です。
議長	現状確認した知花委員のほうからは一般住宅を建築する計画であることから何の問題もないということで、許可相当の御意見になり

ます。ほかの委員会らの御意見等ありましたらお願いしたいと思
います。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、進行します。

質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号1番は、許
可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定
しました。

次に受付番号2番について、現地を確認した委員からご意見をお
願いします。

知花 勝
推進委員

はい。2番も同様に西部非農用地域でございます。従って1番と
同様に問題ございません。以上です。

議長

現地確認をした知花委員からは何ら問題もないということで、許
可相当の御意見であります。ほかの委員から御質問等ありましたら
どうぞ。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認めて進行します。

質疑を終結して採決を行います。受付番号2番は御意見のとお
り、許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で進達することに決定
しました。

次に受付番号3番について、現地を確認した委員のほうから御意
見をお願いいたします。

知花 勝
推進委員

航空写真3ページ御覧いただきたいと思います。こちらは墳墓として分筆された地域内です。墓地として利用されています。墓地経営許可申請書も提出済みなので問題ないと思います。以上です。

議長

知花推進委員のほうからは御意見のとおり墓地経営許可申請を提出済みであり、問題ないということで許可相当の御意見であります。ほかの委員から何かありましたらどうぞ。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしですので、進行します。

では質疑を終結して採決を行います。受付番号3番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、決定することにしました。

次に受付番号4番について、現地を確認した委員の意見を申し上げます。

委員(4番)

與久田です。航空写真4ページを御覧ください。この土地は周辺も住宅地となっておりますので、許可基準適合表もクリアしておりますので、何ら問題ないと思います。許可相当でお願いします。

議長

現地を確認した與久田委員のほうからは許可基準適合表もクリアして問題ないということで、許可相当の御意見であります。ほかに委員からの御意見等ありましたらお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

進行します。質疑を終結して採決を行います。受付番号4番は意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長	異議なしと認め、受付番号４番は許可相当で進達することに決定しました。
	次に受付番号５番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。
委員（４番）	與久田です。航空写真５ページを御覧ください。申請者は修理工場を営んでいる方です。許可基準適合表もクリアしておりますので、許可相当でお願いします。
議長	與久田委員のほうからは許可相当の御意見であります。ほかに委員からの御質問ありましたらどうぞ。
	（「進行」の声あり）
議長	質疑を終結して採決を行います。受付番号５番は意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号５番は許可相当で進達することに決定しました。 次に受付番号６番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いします。
委員（４番）	４番の與久田です。同じく５ページの航空写真を御覧ください。この場所は６番と同じ土地で、緑に囲まれた土地です。将来、介護施設を作る予定で何ら問題はないが、許可基準適合表でまだ都市計画課への書類の提出がまだなされておられませんので、不許可相当でお願いします。
議長	現地を確認した與久田委員のほうからは、許可基準適合表をクリアすれば問題ないけれども、不許可相当の御意見であります。ほかの議員からほかに御意見等ありましたらどうぞ。
	（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声ですので進行します。

質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号6番は御意見のとおり不許可相当で進達することに御意見ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号6番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号7番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。

委員(4番)

與久田です。同じく5ページのこの赤枠に囲まれた部分ですが、ここも先ほどの6番と同じように許可基準適合表がまだクリアしていませんので、不許可でお願いします。

議長

現地を確認した與久田委員のほうからは、不許可相当の御意見であります。ほかに委員からの御意見等ありましたらどうぞ。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので、進行したいと思います。

質疑を終結して採決を行います。受付番号7番は、御意見のとおり不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号7番は不許可相当で進達する事に決定しました。

次に受付番号8番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。

比嘉光雄
推進委員

比嘉です。航空写真の6ページを御参考にしてください。申請地の周辺は住宅地として現在使用されております。共同住宅の計画があるということでありまして、許可基準適合表をクリアしておりますので許可相当でいいかと思います。以上です。

議長	現地を確認した比嘉光雄推進委員からは、共同住宅を建築する計画であることから許可基準適合表をクリアして問題ないということで許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御質問等ありましたら、どうぞ。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声ですので進行します。 質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号８番は御意見のとおり許可相当で進達することに御意見ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、受付番号８番は許可相当で進達することに決定しました。 次に受付番号９番について、現地を確認した委員からご意見をお願いします。
上地推進委員	楚辺の上地です。私のほうから説明します。地図の７番を見てください。赤い印をされているのが申請地ですけど、計画面積的にはかなり大きくて714平米。これは住宅について、この道路をこの変な格好の長いところが道路になっていて、これは前もって道路になっている。適合表もクリアということで許可相当だと思います。
議長	現地を確認した上地推進委員のほうからは許可相当の御意見でございます。ほかに委員からの御質問等ありましたらお願いします。
委員（８番）	面積要件的には500㎡を超えて用途が貸住宅ということが都市計画の適正化に関する条例に抵触すると思うが、あえてその都市計画の中でそれで調整されていないのはどういう意味ですか。
事務局	この地図の７番でいったら、この基地側です。基地側は前にアパート申請が出ています。今度の地権者とは親族関係になり、今度はその息子さんが貸住宅を作るということです。

委員（８番）	これ今通路というか、その上のアパートが大きなのがある。ここも一緒ということですか。
事務局	通用口は今舗装されてはいるが、実際この現地確認受ける時はもう少し横側にありました。これを、前のアパートを作る時にこの敷地の中に入るということで変更して、実際はこの上の道路で建築確認は取れているということで廃止をして、今この舗装されている道だけが一応残っている状態になります。
委員（８番）	道を作ったが多分地目変更していないなと。
上地推進委員	地目を変更せずにそのまま畑に。
事務局	道としてはこの下から通ったり上から通ったりというふうにやっ てはいると思います。
委員（８番）	今後その住民との問題はないですね。
事務局	閉められても上から通れるので、実際に建築確認もこの上から 通っているので、下を閉めても現状問題はないと思います。
議長	ほかに御質問ないですか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	では、進行したいと思います。 質疑を終結してこれより採決を行います。受付番号９番は御意見 のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号９番は許可相当で進達することに決定 しました。 次に受付番号10番について、現地を確認した委員のほうから御意 見をお願いしたいと思います。

江田推進委員	お願いします。申請地は用途地域内にあり、転用不要地と併せて宅地分譲の計画であることから、許可基準適合表をクリアすれば問題ないが、現時点で許可基準適合表にバツがありますので、現段階では不許可相当だと思います。以上です。
議長	現地を確認した江田推進委員のほうからは、許可基準適合表がクリアされてないということで不許可相当の御意見であります。ほかに委員からの御意見等ありましたら、どうぞ。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしの声ですので、進行します。では、質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号10番は御意見のとおり不許可相当で進達することに御異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め受付番号10番は、不許可相当で進達することに決定しました。
	次に日程7の議案第6号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。
事務局	議案書11ページをお開きください。
	議案第6号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について。
議長	ただいま議案第6号の農用地利用集積計画（案）に係る意見決定についての提案理由の説明がございました。本議案は、農地経営基盤強化促進法第18条第1項の記載に基づき、農業委員会の意見が求められております。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をして質問をお願いします。なければ進行してよろしいですか。
	(「進行」の声あり)

議長

では、質疑を終結してこれより採決を行います。ただいま議題となっております議案第6号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定については原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、議案第6号は議案どおり決定されました。

これにて日程1から日程7まで全て議案の審議が終了しましたので、決議事項における議事整理については会長に一任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、決議事項における議事整理については会長に一任されました。

皆さんの御協力の下、第30回読谷村農業委員会総会が無事終了しましたので厚く御礼申し上げます。一応これで閉会しますが、そのあとの事務連絡については事務局のほうからお願いしたいと思います。